



筑紫女学園大学リポジット

普通選挙開始期の地方議会 —1928年の八幡市会議員選挙区条例問題

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 筑紫女学園大学 人間文化研究所 公開日: 2025-10-31 キーワード: 作成者: 時里, 奉明 メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/2000127

普通選挙開始期の地方議会 —1928年の八幡市会議員選挙区条例問題

時 里 奉 明

Local Assemblies at the Inception of Universal Suffrage : The Yahata City Electoral District Ordinance Controversy of 1928

Noriaki TOKISATO

はじめに

本稿は、1928年の八幡市会議員選挙区条例問題の分析を通して、普通選挙開始期の地方議会の動向について明らかにすることを目的とする。

筆者は、日本の近代都市史研究において、大都市と比較して中小都市および地方都市の研究があまり進んでいないこと、とくに政治史研究は手薄であることを指摘した。そうした状況において、筆者が本稿の対象とする八幡市は、政治史研究が進みつつある。筆者はこれまでに、市制施行、市長銓衡課程、市会構造の研究成果を発表している¹。続いて八幡市の市政を分析することは、研究の空白を埋めるとともに、地方都市の政治の解明につながるであろう。

今回は、1928年の八幡市会議員選挙区条例問題を直接の分析対象とする。八幡市は、普通選挙になって、1927年の県会議員選挙、翌年の衆議院議員選挙を経験し、無産勢力の議会進出が顕著になっている²。この無産勢力の強さは、他の都市では見られない特徴といってよい。こうした状況において、八幡市会では、既成政党の主導により、市会議員選挙区条例案が可決され、内務省や無産政党とその許可をめぐる問題が起こっている。しかし、その実態はまったくわかっていない。さらに、この八幡市の事例を通して、普通選挙による無産勢力の政界進出に、地方政界はいかに対応したのか、明らかにすることができるだろう。

以上をふまえて、本稿は次の諸点を課題とする。第一に、八幡市会で選挙区条例案が可決され、内務省で許可されるまでのプロセスを説明する。第二に、そのプロセスにおいて、既成政党と無産政党の対抗関係を検討する。第三に、選挙区条例案に対する内務省の態度について明らかにす

る。そのうえで、この選挙区条例が成立した意義について考察することにしたい。

第一章 選挙区条例案の可決

1928年2月20日、普通選挙初の衆議院議員選挙が挙行された。表1は、1928年の衆議院議員選挙福岡県第2区の結果を整理している。福岡県第2区（若松市・八幡市・戸畑市・遠賀郡・鞍手郡・嘉穂郡）は、無産政党の浅原健三（民憲党）と亀井貫一郎（社会民衆党）が1位、2位を占めている。この結果は、無産政党の躍進が予想されたにもかかわらず、当選者は全国で8人であったので、注目を集めている。

表1 1928年衆議院議員選挙 福岡県第2区（定員5人）

候補者名	政党名	若松市	八幡市	戸畑市	遠賀郡	鞍手郡	嘉穂郡	計
浅原健三	民憲党	244(2.5)	9,789(33.1)	1,038(13.3)	2,197(13.6)	3,764(15.0)	5,983(15.8)	23,015(18.3)
亀井貫一郎	社民党	832(8.6)	5,842(19.8)	1,221(15.7)	874(5.4)	1,722(6.9)	3,471(9.2)	13,962(11.1)
久恒貞雄	政友会	95(1.0)	140(0.5)	75(1.0)	135(0.8)	934(3.7)	11,261(29.7)	12,640(10.0)
大里広次郎	民政党	7(0.1)	15(0.1)	20(0.3)	24(0.1)	3,124(12.4)	8,898(23.5)	12,088(9.6)
吉田磯吉	民政党	3,778(39.2)	85(0.3)	2,044(26.2)	3,777(23.4)	355(1.4)	588(1.6)	10,627(8.4)
石崎敏行	政友会	2,872(29.8)	3,162(10.7)	2,044(26.2)	1,429(8.8)	476(1.9)	290(0.8)	10,273(8.1)
岩崎寿喜蔵	政友会	116(1.2)	144(0.5)	89(1.1)	4,243(26.3)	5,095(20.3)	241(0.6)	9,928(7.9)
定行八郎	民政党	13(0.1)	5,160(17.5)	44(0.6)	755(4.7)	3,849(15.3)	32(0.1)	9,853(7.8)
式政次	中立	3(0.0)	75(0.3)	12(0.2)	29(0.2)	649(2.6)	123(0.3)	891(0.7)
高野清八郎	統一労働党	0(0.0)	40(0.1)	1(0.0)	8(0.0)	41(0.2)	1(0.0)	91(0.1)
有権者数		9,637	29,540	7,788	16,148	25,132	37,862	126,107
投票数		7,960(82.6)	24,452(82.8)	6,588(84.6)	13,471(83.4)	20,009(79.6)	30,888(81.6)	103,368(82.0)

出典：衆議院事務局編『第16回衆議院議員総選挙一覧』1928年、483、489-491頁より作成。

注：(1) 各候補者の（ ）は、絶対得票率（得票数÷有権者数×100）を示す。

(2) 投票数の（ ）は、投票率を示す。

表2は表1をもとに、政党別に分析している。無産政党の得票率（浅原と亀井を合わせた得票率）は、第2区全体で29.3%であったが、両者の地盤である八幡市では63.9%を記録している。一方、既成政党の得票率（政友会と民政党を合わせた得票率）は第2区全体で51.9%、八幡市は

表2 1928年衆議院議員選挙福岡県第2区政党別分析

政党	八幡市		福岡県第2区	
	得票数	得票率	得票数	得票率
民憲党	9,789(33.1)		23,015(18.3)	
社民党	5,842(19.8)	15,631(63.9)	13,962(11.1)	36,997(29.3)
民政党	5,260(17.8)		32,568(25.8)	
政友会	3,446(11.7)	8,706(29.5)	32,841(26.0)	65,408(51.9)
中立ほか		115(0.4)		982(0.8)
投票数		24,452		103,368
有権者数		29,540		126,107

出典：表1より作成。

注：(1)（ ）は表1と同様、絶対得票率を示す。

(2) 民政党は大里広次郎、吉田磯吉、定行八郎、政友会は久恒貞雄、石崎敏行、岩崎寿喜蔵、中立ほかは式政次、高野清八郎、それぞれを合計している。

(3) 統一労働党は無産政党であるが、少数のうえ、自然消滅しているため、中立ほかに入れていない。

29.5%であった。つまり、八幡市単独でみると、無産政党の得票数は既成政党を約7000票も上回っている。得票率は約35%の大差がついていた。この結果は、約1年後に実施される八幡市議員選挙において、無産政党の躍進を予想させるのに十分であった。

さらに、政民両党の抗争により、八幡市長が2代続けて短命に終わる事態も起こり、その対応が問題になっていた。そこで、政友会は大塚與三郎（兼県会議員）、民政党は上田吉次、両市会議員が中心となり、両党の提携を検討している。こうして成立したのが、「市政公新会」である。1928年3月9日、政友会と民政党は、市政公新会の創立総会を開催し、両党提携して市政に対応することになった。八幡市議員42人のうち、両政党に所属する議員は34人程度になるので、全体の約80%を占める。八幡市会は、既成政党の団結により、反無産政党の勢力が圧倒することになった³。

続いて、市政公新会は中井勲作製鐵所長官に市政公新会支持、小選挙区制導入を条件として、市長候補者の推薦を依頼している。1928年1月に二木千年市長が辞職したあと、そのポストはしばらく空白のままであった。中井製鐵所長官が、元農商務事務官の凶師兼式を推薦したのは6月9日である。その10日後の6月19日、市会は圧倒的多数で凶師を市長に選出した⁴。民憲党議員は「製鐵所の御用市長」「市政公新会のかいらい市長」と呼び、批判している⁵。

8月23日、市政公新会幹部の大塚、上田らは、市会に選挙区条例設定に関する建議案を提出した。この突然の出来事に「無産党、中立の各議員は勿論満員の傍聴席も事の意外に暫し呆然」としている。この建議案に対し、民憲党の堂本為広（兼県会議員）、中立の山縣浅治と亀岡長太郎は反対したが、賛成多数で可決された。この結果を受けて、凶師市長は直ちに選挙区条例案を市会に提出した。そして、選挙区を全区から六区に分割したのは、同じ八幡市といっても、市域は合併によって拡大しているので、職業、風俗、民情の異なった土地毎に選挙区を設けないといけないと説明している。選挙区条例案は、次のとおりである。

福岡県八幡市議員選挙区条例

第一条 本市は市制第十六条の規定により選挙区を設く

第二条 選挙区の数および其の区域左の如し、第一選挙区（大字大蔵、大字槻田）第二選挙区（大字枝光の大部分）第三選挙区（大字枝光の一部および大字尾倉の一部）第四選挙区（大字尾倉の大部分）第五選挙区（大字前田）第六選挙区（大字藤田、大字熊手、大字鳴水）

第三条 各選挙区より選出する議員数左の如し、第一区五人、第二区九人、第三区三人、第四区九人、第五区七人、第六区三人

附則 本条例は次の総選挙より之を施行す

堂本、山縣、亀岡の3人は、この条例案に反対したが、出席者30人中27人賛成という圧倒的多数で可決している⁶。1925年の市議員選挙の結果、定員36人の内訳は、政友会15人・民政党15人・中立1人・製鐵所職員1人・民憲党4人という構成になった。この選挙で、初めて無産政党議員が誕生したが、既成政党議員、すなわち市政公新会員は30人に達している⁷。市政公新会は、

市会を数の力で押し切ったことになる。

八幡市および市政公新会は早くから調査を開始していた。1928年5、6月ごろ、市は内務省地方局に対し、「全市一区で選挙を行ふ時は、無産党が多数を占め、市政上に急激な変動を来す虞があるので、選挙区を設けたい」と非公式に尋ねている。これに対し、内務省地方局は、「普選の今日、左様な理由による選挙区設定は詮議の限りでない」と返答していた。しかし、市政公新会はこれを政治問題にすれば十分実現できると考え、極秘に準備を進めていたという⁸。

ところで、このことが公表されると、八幡市の無産団体だけでなく、全国の無産団体は無産政党的の議会進出を阻止せんとする既成政党の手段とみなし、反対運動を展開する。また、選挙区条例案は市会を通過しても、内務省が許可するか否かは、自明ではなかった。ゆえに、無産団体は選挙区条例案不許可の反対運動を組織するとともに、内務省を中心に交渉することになる⁹。

第二章 新選挙区条例案の再可決

表3は、この経緯を条例派（八幡市、市政公新会）と反条例派（民憲党、社会民衆党）に分類して、年表にしている。また、選挙区条例案が可決された8月23日から、再び選挙区条例案（新選挙区条例案）が可決される9月30日までを、三期（8月23日－9月1日、9月2日－15日、9月16日－30日）に分けて検討する。

第一節 8月23日－9月1日

1 条例派

八幡市幹部は福岡県に協力を要請し、上京して有力な官僚や政治家に陳情している。8月24日、鈴木庶務課長は、木本県事務官に書類を提出、県は27日に内務省へ書類を発送している¹⁰。翌25日、函師市長と鈴木庶務課長が上京し、市政公新会は市民に声明書を配布している。そのあと、定行八郎（民政党）市会議長、大塚與三郎も上京している。そして、内務省の望月圭介内相、潮恵之輔内務次官、秋田清内務政務次官、加藤久米四郎参与官、文部省の山崎達之輔文部政務次官、政友会の島田俊雄、鈴木梅三郎、庄司晋太郎各衆議院議員、民政党的の安達謙蔵衆議院議員らに陳情している。函師市長らは、8月30日から9月4日まで内務省を訪れ、許可を要請している¹¹。9月1日、八幡市有力者から政友会八幡支部に内務省会議で許可との電報が届いている¹²。

しかし、ある内務省地方局行政課員は、「人口十内外の小都市に選挙区制を設けた先例はない（中略）八幡市の現状は真に選挙区を設けるに適當であるか、第二は将来を慎重に考究せねばならない。理想としては市会は市民の縮図で商業の都市には商人の議員が多く、労働の都市には労働者の市会議員が多くなるのは当然ではあるまいか」と述べており、選挙区条例案そのものに疑義を表明している¹³。しかしながら、地方自治の観点から、地方自治体の決議に介入することには慎重であり、問題はありながらも許可せざるをえないという認識であった。『大阪毎日新聞北九州版』（1928年8月31日）は、内務省地方局の様子を「無闇に選挙区を設け、小選挙区によ

表3 選挙区条例問題年表（1928年）

月	日	条例派		反条例派	
		八幡市	市政公新会	民憲党	社会民衆党
3	9		創立総会		
5	17			中央執行委員会、公新会の選挙区改正に抗議	
6	19	市会、函師兼武を市長に決定、21日発令			
7	4	函師市長着任			
8	23	市会、選挙区条例可決			
8	24	鈴木庶務課長、木本県事務官に書類を提出			
8	25	函師市長と鈴木庶務課長上京	市民に声明書を配布	中央委員会、8項目を決議、社民党に共同闘争を提案	執行委員会、7項目を決議民憲党の共同闘争を保留、本部の指令待ち
8	26		定行市会議長と大塚市会議員上京		
8	27			市民大会（～31日）	
8	29				対策実行委員会・支部役員総会、松尾宣伝部長、宮原対策委員長副長上京
8	30				同党中央執行委員会、抗争を決議
8	31			浅原衆議院議員上京、9月2日に望月内相らと会見	対策委員会、亀井衆議院議員らの中央委員、松尾宣伝部長らの上京委員、望月内相らと会見
9	1		八幡市有力者から内務省会議で許可と政友会支部へ電報	対策委員会、市制第51条違反を決議	
9	2		委員会	日本労農党、無産大衆党と共闘、3党合同の声明書を発表	
9	3				緊急対策委員会、同志会と研究会、役員総会で社民党支持
9	4		総会、第2回声明書を決定、民憲党の立会演説会要請を拒否		市民大会、声明書と決議文を決議
9	5			3党の代表者、望月内相と会見、陳情書を送付	
9	6	木本県事務官、内務省会議に出席	総会	中立の市会議員と区制反対・反市長態度で合意	亀井衆議院議員ら5300人の署名を持参して上京
9	8			対策委員会	
9	10	山崎、坂井両衆議院議員、秋田政務次官、佐上地方局長、安井行政課長と会見		中央委員会	
9	12	内務省、木本県事務官・鈴木庶務課長に選挙区条例却下を伝える、猿野助役上京			
9	13	猿野助役から原案通過確実の電報		浅原衆議院議員、経過報告演説会（～14日）	
9	14				亀井衆議院議員、内務省に1万3000人署名の陳情書提出、佐上地方局長、安井行政課長と会見
9	15	猿野助役、佐上内務省地方局長と会見			
9	17		公新会員、函師市長と協議		
9	18		定行市会議長ほか幹部会合		

9	19			堂本市会議員、笠置書記長、三浦組織部長、函師市長へ辞職勧告、執行委員会	松尾宣伝部長ら、猿野助役、鈴木庶務部長と会見 安日支部長ら、定行議長、函師市長と会見
9	20			堂本市会議員と笠置書記長、安井内務省行政課長に陳情	
9	21			中井製鐵所長官へ電報（函師市長に辞職要請）	
9	22				安日支部長ら、公新会員と協議
9	24			堂本市会議員と三浦組織部長、定行市会議長へ辞職勧告	
9	26	函師市長と鈴木庶務課長、齋藤県知事と会見、公新会員と協議			
9	27	函師市長、「声明」発表、市会を30日に開会、八幡署、民憲党と社民党の代表者に注意を促す	総会、態度を決定 定行市会議長、函師市長と会見	対策委員会	
9	28			演説会、2人の検束者	緊急執行委員会
9	29	八幡署と市、嚴重警戒	総会、結束を確認	演説会、9人の検束者	演説会、7人の検束者
9	30	臨時市会、新選挙区条例可決			東上委員上京、亀井衆議院議員を通して内務省へ陳情
10	1		大塚市会議員、齋藤県知事と会見	最高幹部会・対策委員会、浅原衆議院議員上京し、日労党および大衆党と提携	木下副支部長と川島書記長、齋藤県知事と会見
10	2	函師市長と鈴木庶務課長、齋藤県知事と会見			
10	3			檄文「我等は最後まで抗争す」配布	
10	4			古市顧問「陳情書」「理由書」作成、内相と内務省関係者へ送付	
10	8				起草委員会、分会設置を提議
10	13	石坂内務省行政課主任来幡（15日帰京）			
10	14			堂本市会議員ら、石坂内務省行政課員と会見	安日支部長ら、石坂内務省行政課員と会見
10	17	猿野助役上京			
10	22	選挙区条例内定			分会組織委員会・支部執行委員会、分会設置決定
10	25	選挙区条例認可 翌日告示			

出典：『福岡日日新聞』、『大阪毎日新聞 北九州版』、『門司新報』、『民憲新聞』、『日本民衆新聞』、甲斐募『八幡製鉄所労働運動誌』（八幡製鉄株式会社八幡製鉄所、1953年）、甲斐資料（九州歴史資料館所蔵）、安武善広編『鉄都八幡』創刊号（カードプレス社、1958年）、栗林貞一「八幡市選挙区問題経緯」（『地方行政』1928年12月号）より作成。

つて選挙を施行せんとすることは選挙の理想に反し、公正を期する所以でない」と認められてきたが、すでに自治体が適法に議決した以上自治権を尊重し、結局これに認可を与へる意向のやうである」と伝えている。

そこで、内務省地方局では、次に選挙区を六区にするのは正当であるかという検討に移っている。この結果、選挙区を六区にする根拠は曖昧であることがわかり、選挙区を三区あるいは四区にして許可するという案が浮上する。この変更許可案は、無産政党の顔を立て、八幡市の主張を取り込んだ折衷案としている。しかし、もし変更するなら、市制第六十八条をどう解釈するか

という問題は避けられない。その条文は、次のとおりである。

監督官庁ノ許可ヲ要スル事件ニ付テハ、監督官庁ハ許可申請ノ趣旨ニ反セスト認ムル範囲内ニ於テ更正シテ許可ヲ与フルコトヲ得

要するに、選挙区条例案を変更することは、「許可申請ノ趣旨ニ反セスト認ムル範囲内」であるのかという問題である。また、たとえ範囲内としても何区に変更するのが妥当なのか、内務省地方局は「原案許可か、更正許可かに可成り迷つてゐた」という。そのとき、新たに起こったのが市制違反問題であった¹⁴。これは、次節で説明する。

2 反条例派

民憲党は8月25日に中央委員会を開催し、次の8項目を決定した。

- ①共同闘争委員会設置、社会民衆党に提言する
- ②声明書2万枚を全市に配布する
- ③特別対策委員会を結成する（委員は本部実行委員および各支部3人）
- ④堂本県会議員・古市春彦顧問ら県へ陳情する
- ⑤浅原衆議院議員、在京無産政党中央議院議員と提携して内相・内務省に抗議する
- ⑥市民大会を8月27日から4日連続で開催する
- ⑦市民大会前に古市顧問ら函師市長を訪問、提案理由を聞いて意見する
- ⑧市民大会開催時に、市政公新会議員に立会演説を求める¹⁵

①の共同闘争は、社会民衆党八幡支部（社民党支部）に提案したが、本部の指令を待つという理由で断られている¹⁶。民憲党は市会に議員を送り込んでいるが、社民党支部は市会に議席を有していない。両者の立場の違いが、共同闘争が成立しなかった一因であろう。そこで、民憲党は浅原衆議院議員を通して、全国組織の無産政党中央と提携する道を模索することになる。②は翌26日、声明書2万枚を市中に配布した。市政公新会が25日に配布した声明書に反論するためであった¹⁷。

⑥は8月27日から31日まで5日連続（1日延長）で市民大会を挙行した。市民大会は、1日ごとに場所を変えて実施し、延べ約3100人の聴衆を集めている。8月31日、浅原衆議院議員は市民大会決議を持参して上京、9月2日に望月内相、潮内務次官、秋田政務次官、佐上信一地方局長、安井英二行政課長らと会見している¹⁸。

③の特別対策委員会は、選挙区条例案の市会可決のプロセスを、市制第五十一条違反であると結論し、9月1日の中央委員会に提案して決議された。その後、民憲党は「陳情書」「理由書」を作成し、望月内相に郵送し、斎藤守罔県知事に手渡している。その「理由書」は、次のように説明している。

本条例ノ制定ハ市制第五十一条ノ所謂「急施ヲ要スル場合」ニ該当スルモノニ非ズ、換言スレバ天災地変及ビ之ニ類似スル社会上、法律上ノ理由ニ因リ其ノ施設ガ急迫ノ必要ニ因リ、緊急ノ処理ヲ要スルガ如キ事項ニ非ズ、会議ノ一般事件ト同ジク、三日前ニ之ヲ告知スベク、三日前ニ告知セザレバ之ヲ提出スルヲ得ズ、又ハ之ヲ議決スベカラザル事項ニ過ギザルナリ

函師市長は市会開会中に突然、選挙区条例案を提議して市会は即決したこと、この提案は市制第五十一条に違反する議事手続きであること、違法の手続きによる議決は、適法の選挙区条例案を成立させることはできないことを説明し、内相は議事手続きの不備を理由に許可を見送るべきことを主張している¹⁹。ここで、市制第51条の第二項と第三項を確認しておこう。

第二項 市長ハ必要アル場合ニ於テハ会期ヲ定メテ市会ヲ招集スルコトヲ得

第三項 招集及会議ノ事件ハ開会ノ日前三日目迄ニ之ヲ告知スヘシ但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス²⁰

この条文は、市会招集の権限が市長にあることを明記している。そして、第三項は「招集及会議ノ事件ハ開会ノ日前三日目迄ニ之ヲ告知スヘシ」「但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス」とある。民憲党は8月23日の市会は議事を3日前に告知していないうえ、但書にある「急施ヲ要スル場合」に該当しないと主張している。さらに、民憲党はもしこの手続きが認められるなら、八幡市の事例にならって全国の労働都市も続くだろう、こうして無産階級の政治進出を抑圧する行為に出ることは明白であると強調している²¹。

また、民憲党の機関誌『民憲新聞』は、この事態を次のように評していた。

全国的にも、土地ブルを基礎とする政友と商工ブルを基礎とする民政が対抗して、小選挙区設置で争はうとしてゐる、今彼等は利害関係が違ふので対立してゐる、が、全国的にプロ政党的の台頭が顕著になると、彼等は必然協力してプロ党に対抗するその武器として小選挙区制を選ぶ、八幡は、この点でも、プロとブルの対抗の先頭にたつてゐるわけだ、プロとブルの戦争は八幡からだ、プロの勝利は八幡から始まらねばならぬ²²

このように、既成政党をブル、無産政党をプロとみなし、八幡を階級闘争の前衛とする意識を理解することができる。

続いて社民党支部をみてみよう。8月25日に執行委員会を開催し、次の7項目を決議している。

- ①市長は辞職すべし
- ②市政公新会の絶滅
- ③小選挙区制実施後の棄権運動
- ④市会議員辞職勧告決議文を全市に配布
- ⑤実行委員30人選出、賛成議員を訪問し阻止をはかる
- ⑥県知事・内相に対し許可阻止運動
- ⑦市民大会の開催

社民党支部は8月29日、対策実行委員会および支部役員総会を開催している。そこで、「不買同盟」の結成、内相宛陳情書の署名運動、共同闘争の拒否（民憲党提案）を決議し、松尾政六宣伝部長、宮原琢磨対策委員会副長が上京して、社民党本部に合流することになった²³。

8月30日、社民党中央執行委員会は「極力抗争」を決議し、声明書を発表している。そのなかで、「小都市に布かんとするは強いて小選挙区制を従来以上に、更に干渉と黄金とを以て選挙を汚濁せんとする唾棄すべき動機より出でたる事は明白（中略）地方ブルジョワの無産階級に対す

る積極的攻勢の尖鋭化されたものであり、衆議院議員選挙を小選挙区制の下に行はんとするの策動と共に、無産階級の進出を阻止せんとする既成政党の陰謀の表現」と批判している²⁴。当時の政府は、政友会の田中義一内閣である。田中内閣は、衆議院議員選挙に小選挙区制を導入することを計画していた。社民党は小選挙区制は無産階級の政治進出を阻むものとみなし、その導入に反対している²⁵。また、新聞記者団と連絡し、全国各支部に対し、遊説や選挙支援の演説者に指令を発すること、望月内相、秋田政務次官、佐上地方局長、安井行政課長らに不許可の運動を行うこと、八幡に亀井衆議院議員、小池四郎福岡県支部連合会会長、川村保太郎官業労働総同盟主事を派遣することを決定した²⁶。

川村官業労働総同盟主事は、同志会（八幡製鉄所の労働組合、社民党支部の支持団体）の機関誌『労働乃九州』において、政友会が衆議院議員選挙に小選挙区を導入しようとしていることを、「ブルジョア議員が自己の地位を維持せんがために新興無産階級の政治的進出を不当に阻止せんとする陰謀と断ずの外なきもの」と評し、「今回八幡市が行はんとして居る市会議員選挙区分割案は、全国的に行はんとしてある所のこのブルジョア階級の陰謀の一端を曝露したもの」と関連づけ、「我々無産階級の利害を中心とする市政を一日も早く将来せんがために、このブルジョア階級の陰謀を徹底的に粉碎しなければならぬ」と檄を飛ばしている²⁷。選挙いかにかわらず、小選挙区導入は無産政党の政治進出を阻止するねらいがあること、八幡を階級闘争の前衛とすることが論じられている。民憲党と同様の意識を理解することができるだろう。

8月31日、亀井衆議院議員らの中央委員、松尾宣伝部長らの上京委員は、望月内相、秋田政務次官、佐上地方局長と会談している²⁸。続いて、都市で小選挙区制を導入しているのは、東京、大阪、京都、福井、呉、久留米など少数であるが、八幡にならう都市が続出する可能性を指摘している²⁹。

八幡では、大蔵、枝光、中央区、尾倉、前田、黒崎の6ヵ所に事務所を設置して、陳情書の署名および不買同盟の実行を計画している。署名は有権者の半数以上を目標とし、不買同盟は市政公新会員とその関係者の商店約20戸を指定し、監視員200人を選出して、赤腕章をつけることになった³⁰。しかし、8月31日の対策委員会において、陳情書の署名は党员および準党员に限り市民は強制しないこと、不買同盟は治安警察法に抵触する恐れがあるので保留することへと方針を変更した³¹。

第二節 9月2日―15日

1 条例派

市政公新会は9月4日に総会を開催、第2回の声明書を決定し、民憲党の立会演説要請を拒絶している³²。9月6日、木本県事務官は内務省会議に出席し、市会の現状について説明したが、「地方局内における市会の決議違法論は相当有力」であった。一方、木本県事務官は、函師市長が急施を要すると認めた理由として、9月15日の選挙人名簿作製締切が迫っていたので、1日も早く内務省の許可を得る必要があったと説明し、「見解の相違で違法といはれまい」と新聞記者に語っ

ている。9月5日に帰幡した定行市会議長、大塚市議員は猿野子之吉助役と会見、原案通り許可の見込みと伝えている。それは函師市長も同じ認識であったという³³。八幡市幹部は、内務省地方局の態度にもかわらず、原案許可の見通しを楽観し、強気に出ていると思われる。

ここで、選挙人名簿について説明したい。八幡市は、もし選挙区を設けるとすれば、選挙区別に名簿を作製する必要があり、着手日の9月15日までに許可が必要となる。8月23日から9月15日までは20日あまりしかないので、即時に提案、議決したと主張している。いわゆる「急施案件」の理由である。一方、民憲党によると、9月15日は名簿作製着手日であり、名簿縦覧開始日の11月5日までに完成すればよく、この間に許可されれば問題はない。また、9月15日までに許可の必要ありとしても、開会3日前に告知する時間がなかったというほどの「急施案件」とは認められないと反論している³⁴。

9月10日、福岡県選出の衆議院議員で政友会の山崎達之輔、坂井大輔は、秋田政務次官、佐上地方局長、安井行政課長と会見し、選挙区条例案の許可を要請している。これに対し、佐上地方局長は「両代議士からうんと一つ呑み込んでくれといはれたが、こんな大きな藪が呑み込めるものではない」と返答し、安井行政課長は「市制第五十一条における『急施ヲ要スル場合』といふのは市長が認めただけではいけないといふ判例があり、法を正しく解するか否かは正しく政治が行はれるか否かといふことで由々しき問題」と強い姿勢をみせている³⁵。このように、内務省地方局は当初、市制違反は明らかであり、直ちに却下の方針であった。しかし、山崎衆議院議員をはじめ福岡県出身の有力者は、選挙区条例案が却下されると、「県並市の面目を失する事となるを以て、此旨内務当局に陳情し、八幡市に於て何分の処置を執るまで却下を一時見合せられたしと懇請したので、内務当局に於ても右懇請を容れる事となつた」という。そして、「八幡市当局としては、結局内務省側の意向に基き急遽市会を招集し、合法的に再審議の上再申請をなす外なき」という認識であったという³⁶。こうして、佐上地方局長は9月15日、猿野助役に合法的な市会再審議を要請している³⁷。

なお、この方針が決定したのは、9月13日と推定できるだろう。内務省は9月12日に木本県事務官と鈴木庶務課長へ選挙区条例案却下の方針を伝えている³⁸。猿野助役が急遽上京したのは、この日の夜であった。そして、猿野助役から「原案認可間違ひなし安心せよ」との電報が届いたのは、13日の深夜であった³⁹。この間の経緯について、函師市長の日記を紹介しておこう。

・九月十二日

胃痛 伴氏ヲ聘シ投薬ヲ乞フ。

午後東京ヨリ来電、再会、問題誠ニ重大責任ニ付定行、原田、入江、白石諸氏ヲ役所ニ召集シ。善后策協議。電三通 大塚君宛發送、定行、助役両氏本夜東上

・九月十三日

午後登庁 上田氏外数名ト協議。夜白石君来訪 大塚氏ニ対シ数次電報、病気尚ホ全癒セズ

・九月十四日

朝鈴木、定行両君帰途枉駕。上田、原田、入江（賢）、白石諸氏参集善后策協議。

新聞記者数名来訪 区制問題ニ付質問アリ⁴⁰

以上を整理すると、次のようになろう。内務省地方局は市会が「急施案件」として決議したことは、市制第五十一条第三項に違反していると結論した。しかし、福岡県選出で政友会の有力政治家から、もし却下された場合、問題を紛糾させる恐れがあるとの強い懸念が示された。そこで、内務省は妥協を余儀なくされ、市から自発的な取り下げと合法的な再審議を実施するという条件を提示したと思われる。

2 反条例派

9月2日、民憲党は全国組織の無産政党である日本労農党、無産大衆党と共闘することに成功して3党合同の声明書を発表し、3党の代表者が望月内相と会見している⁴¹。また、望月内相に選挙区条例案の許可申請を却下するよう陳情書を送付している⁴²。八幡では9月6日、民憲党と中立派市会議員6人との共闘は成立しなかったが、選挙区条例反対および反市長態度で合意している⁴³。

東京で他の無産政党との連携に尽力していた浅原衆議院議員が帰幡、9月8日に対策委員会を開いている⁴⁴。その後、民憲党は9月13、14日、浅原衆議院議員を中心に市内各所で経過報告および再審議反対の演説会を開催し、延べ約3000人の参加者を集めている⁴⁵。

社民党支部は9月3日、亀井衆議院議員、川村官業労働総同盟主事、社民党支部の松尾宣伝部長、宮原対策委員会副長が帰幡したので、緊急対策委員会を開催、4日から2日間、市民大会を挙行することを決定した。また、同志会と共同研究会は役員総会を開き、社民党支部の方針に賛成し、その方法を協議している⁴⁶。両者とも八幡製鐵所の労働組合であり、社民党支部の支持団体であった。

9月4日、亀井衆議院議員を議長に市民大会を開催、声明書および決議文を可決した⁴⁷。そして、亀井衆議院議員らは、9月6日に5300人の署名を持参して上京している⁴⁸。9月14日、亀井衆議院議員は追加分を合わせて1万3000人の署名を内務省に提出し、佐上地方局長、安井行政課長と会見、「たとへ区制を認めるとしても四区以上は絶対に許さるべきものでない」と主張している⁴⁹。また、亀井衆議院議員は、山崎衆議院議員は原案の再審議を主張するのに対し、佐上地方局長は修正案の再審議を主張している。市が秘密裏に準備を進めて、突如市会の通過をはかることを警戒し、「全大衆を動員して市会の動きを監視せよ」と社民党支部に伝えている⁵⁰。

第三節 9月16日－30日

1 条例派

9月17日、函師市長宅に市と市政公新会の幹部らが集まり善後策を協議している⁵¹。同月26日に函師市長は鈴木庶務課長とともに、斎藤県知事を訪問、内務部長、警察部長も同席して、市会の再会を打ち合わせている。翌27日、函師市長は市政公新会幹部から同意をとりつけ、市政公新会総会の賛成を得て、市会を30日に開会する「声明」を発表している⁵²。この日、八幡警察署は、

民憲党と社民党支部の代表者を呼び、注意を促している⁵³。市会前日の29日、八幡警察署は文書以外の運動を許可せず、門司、小倉、県の各警察署から応援を求め、警官100余名を動員し、演説会場5ヵ所を監視下に置いた。市は新聞記者に腕章を配布し、傍聴券は議員1人に2人のみ、市役所出入口は門を新調して外部からの出入りを禁止し、文書課長ほか数人の職員が宿直して警戒している⁵⁴。市政公新会は市会対策を協議し、市会議長の権限で1議員2枚の傍聴券を発行すること、傍聴席は市政公新会関係者で無産政党を威圧すること、市会議員を松屋旅館に宿泊させることを決定している。

9月30日、市職員と警官が警戒するなか、市会は傍聴者約80人、市会議員33人出席により、午前9時35分に開会した。8月23日の原案は、ほとんど修正されることなく再び提案され、28人賛成、5人反対で可決し、午後12時15分に散会した⁵⁵。

2 反条例派

民憲党は9月19日、堂本市会議員、笠置卓雄書記長、三浦愛二組織部長が函師市長と会見し、辞職勧告書を手渡した。その理由は、市制第五十一条違反に加え、9月15日までに内務省の許可を得ることができなかったためであった。⁵⁶翌20日、堂本市会議員と笠置書記長は、来福していた安井行政課長に会い、選挙区条例反対を陳情している⁵⁷。続いて21日、民憲党は中井製鐵所長官に対し、函師市長に辞職を勧告する趣旨の電報を送っている。その理由は、次のとおりである。

函師市長ガ今回提議可決セラレタル分区制ハ、同長官ノ平常ヨリ声明セル労働者トハ親子ノ関係ナルニヨリ互ニ調和セザルベカラザルトノ意思ニ反スルモノナルニ依リ、推薦シタル責任ト社会道徳的ニモ、函師市長ニ対シ辞職ヲ勧告スベキ責任アリ⁵⁸

函師兼式は、中井製鐵所長官の推薦により、八幡市長に就任した。その函師市長は、市政公新会と共謀して選挙区を六区に分割し、労働者の政治進出を妨害しようとしている、このことは中井製鐵所長官の持論とする労働者との親子関係に反すると主張している。さらに24日、堂本市会議員、三浦組織部長は、定行市会議長に辞職を勧告している⁵⁹。このように、民憲党は選挙区条例側の有力者に対し、攻勢を強めていた。市会直前の9月28、29日、再審議反対演説会を開催し、延べ3500人の参加者を集めたが、警察の警戒も厳しく、11人の検束者を出している⁶⁰。

社民党支部は民憲党と同様、9月19日に市の許可申請中止、原案の自発的取り下げを要求すべく、二手に分かれて交渉している。松尾宣伝部長らの執行委員は、猿野助役、鈴木庶務部長と個別に会談し、安日支部長、浜崎副支部長、川島書記長、松尾宣伝部長は、定行市会議長、函師市長とそれぞれ会見している⁶¹。さらに22日、社民党支部代表者の呼びかけにより、市政公新会幹部と協議している。社民党支部は原案の取り下げを要求したが、市政公新会はこれに応ぜず、協議は物別れに終わった⁶²。9月28日に緊急執行委員会を開催、内務省許可の場合は、行政訴訟の準備を本部に問い合わせることを決議している⁶³。

第三章 選挙区条例の成立

1 条例派

『福岡日日新聞』（10月2日）によると、内務省は「既に自治体が二度迄同一の決議をしたのであるから、地方自治権を尊重する意味にて成るべく原案を認可し、選挙人名簿縦覧期日たる十一月五日迄目鼻をつける筈」と伝えている。10月2日 函師市長と鈴木庶務課長は、斎藤県知事と会見し、市会で可決した選挙区条例案に副申を求めている⁶⁴。10月13日に内務省から石坂敬三郎地方局行政課主任が来幡し、15日に帰京している⁶⁵。その後、猿野助役らが上京し、坂井衆議院議員、潮内務次官、秋田政務次官らへ許可を要請している。この過程で、一期間だけの条件付き許可から、無条件許可になったという。⁶⁶

こうして10月25日、新選挙区条例案は原案どおり許可、翌日告示となった。ただし、内務省は斎藤県知事に「選挙区制は特殊の理由が存置せざるに至れば廃止するを適当と認むるをもつて、将来十分考慮すべき様八幡市に示達せられたし」と警告を発している⁶⁷。

この過程を説明しておきたい。内務省地方局の佐上地方局長、安井行政課長らは、「都市に小選挙区制を布くのは、都市域の変更があった場合、暫定措置として許可する」のであり、「特別の事情のない限り回避すべき」として、許可に反対している⁶⁸。佐上地方局長は、さらに「市域から見て、新に六個の選挙区を設けるなどは余りに過小であるから、四区乃至三区の選挙区か適当」と判断し、望月内相の同意を得ている。ところが、「最近になつて、与党支部の空気はいよいよ險悪になつて来たので（中略）最初の腹を変更し、若し適法に議決せば、自治権尊重の意味でたとひ六選挙区でも認可することに内定」したという⁶⁹。この間の経緯について、『鉄都八幡』は「望月内相の政治的裁断と山崎達之輔らの政党的圧力から、地方自治体の決議権尊重という名分により許可」したと記している⁷⁰。また、函師市長は、次のように述べている。

この六区制は本省では次官に至るまで反対の意見を有し、去る廿二日ごろにも明年改選による議員の一期分だけを六区制としその後は単区制にしてはどうかといふ交渉もあつたが、自分は自治体確立の上から如何様にもなさるがよい、当方ではあくまで当初の目的を貫徹する方針だからと厳談した⁷¹

市政公新会は、政友会の市会議員全員を含み、また田中義一内閣は政友会内閣であり、望月内相をはじめ要職は政友会で占めている。市政公新会主導の選挙区条例案は、市会で可決され、あとは内務省の許可を得るだけとなっている。政友会は、政党の力で、内務省の反対を押し切ったといえるだろう。

2 反条例派

民憲党は9月30日夜に最高幹部会を開催し、今後の対策を決議している。

- 一、市会の議事手続きは違法のため、内務省に抗議する
- 二、選挙区制条例の意見書を内務省に提出する

三、浅原衆議院議員を上京させて、許可の阻止をはかる

四、日本労農党、無産大衆党と協力して、阻止運動を展開する⁷²

10月1日に対策委員会を開催、日本労農党、無産大衆党の無産政党と提携、全国的な反対運動を起こし、望月内相、斎藤県知事に「陳情書」を提出し、新選挙区条例の許可を阻止することにした。10月3日に檄文「我等は最後まで抗争す」を市中に配布している⁷³。

ここで注目すべきは、新選挙区条例案は、市制第九十条で提案すべきであり、第八十七条によるのは違反であると説明していることである。つまり、9月30日の市会は、再度市制違反と主張している。この方針にもとづき、古市春彦顧問は10月4日に「陳情書」「理由書」を作成し、斎藤県知事、望月内相へ送っている。

次に、市制第九十条をあげておこう。

市会又ハ市参事会ノ議決又ハ選挙其ノ権限ヲ越エ又ハ法令若ハ会議規則ニ背クト認ムルトキハ、市長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官庁ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選挙ヲ行ハシムヘシ、其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ之ヲ停止スヘシ

古市顧問は、後述する「理由書」のなかで、今回の手続きは次の2点に問題があると指摘している。一つは、市制第九十条による再議の手続きをしていないということである。内務省は8月23日の選挙区条例案は市制第五十一条の「急施案件」ではないと判断し、差し戻しを命じた。そのうえで、改めて合法的な手続きで議案を提出し、議決を行うよう指導している。それを八幡市は、受け入れている。とすれば、新選挙区条例案は、当然第九十条にもとづき、内務省の指揮による理由を説明して、再審議を提案しなければならない。ところが、函師市長は、市制第八十七条により、通常の手続きで市会に新選挙区条例案を提出し決議を行った。今回の手続きも市制違反であるとする理由である。

もう一つは、一事不再議の原則に反していることである。選挙区条例案と新選挙区条例案の違いは、第三選挙区の区域を前者は九州鉄道線路以南としているのを、後者は小字名に変更しているだけである。つまり、この第三選挙区の区域は、呼び方を変えたに過ぎず、実質的な区域の変更はない。したがって、選挙区条例案と新選挙区条例案は同一の議案であり、市会で二度審議し、議決したことになる。これを市制第九十条ではなく、市制第八十七条によるのは、明らかに違反である⁷⁴。このように、民憲党は2回の市会運営が市制違反であると告発していることは注目していただろう。

社民党支部は市会閉会直後、亀井衆議院議員から内務省に対して、許可阻止を要請することを表明している⁷⁵。10月1日、木下涼副支部長と川島書記長は、斎藤県知事と会見するとともに、行政訴訟の準備を本部に問い合わせている。また同時に、来る市会議員選挙に備え、市内各所に散在している党員の連絡を統一するため、6選挙区に対応して6分会を組織することを決定した⁷⁶。10月8日、社民党支部は起草委員会を開催し、分会毎に50人から60人の創立準備委員を設け、演説会を開くことを決定している⁷⁷。10月22日、社民党支部は、選挙区条例は許可の見込みになったので、分会組織委員会および支部執行委員会を開催し、分会設置の計画を推進してい

る⁷⁸。このように、社民党支部は許可阻止や行政訴訟を本部と連絡しつつ、八幡では来年の市会議員選挙の準備を、選挙区に対応しながら開始している。

おわりに

本稿をまとめて、今後の展望を述べたい。

1928年の八幡市会議員選挙区問題の特徴として、三点を指摘する。一つは、普通選挙後の八幡市会において、既成政党が無産政党の政治進出を阻止した出来事だったことである。1929年に市会議員選挙を控え、無産政党の進出に恐れをいだいた政友会と民政党は、両党提携して市政公新会を結成する。そして、市政公新会は中井製鐵所長官の推薦で誕生した凶師市長のもと、市会に選挙区条例案を提出し、圧倒的多数で可決した。こうして、既成政党に有利で、無産政党に不利な小選挙区を導入することに成功する。当時は田中政友会内閣であり、内務省の要職は政友会員で占めているので、許可は間違いないと想定したと思われる。

二つは、内務省の違反判断である。内務省は選挙区条例案の内容と市会の議事手続きの2点について、問題ありとしている。とくに、後者の市制違反は明らかであり、選挙区条例案を差し戻し、再度適法に運営するよう指導している。最終的に新選挙区条例案を許可することになったが、市制や普通選挙法の理念にもとづき判断していたことは注意しておきたい。

三つは、無産政党同志で連携、協力しなかったことである。民憲党と社民党支部は、選挙区条例案に反対しながら、まったく共闘していない。政友会と民政党が連携して市政公新会を結成したのと対照的である。

民憲党は市会に議席をもつが、地方政党であり、全国政党と組織的なつながりはない。そこで、民憲党は全国政党と提携し、衆議院議員を通して、内務省と交渉している。また、八幡で何度も演説会を開き、ビラを配布して大衆にアピールしている。とくに注目すべきは、市会の運営を市制違反として、告発していることである。この点、内務省地方局の官僚と考えが近かったことがわかる。

社民党支部は、市会に議席はないが、全国政党の本部と連携して、全国的に運動を展開している。とくに、田中内閣が衆議院議員選挙に小選挙区を導入しようとしていることと重ね合わせて反対している。また、市会で新選挙区条例案が通過したあと、来る市会議員選挙の準備を始めている。この点は現実的な対応といえるだろう。

今後の展望について、二点述べたい。一つは、このあとの八幡市会議員選挙である。翌1929年に実施された八幡市会議員選挙は、普通選挙初であった。すでに筆者は、その結果について分析しているが、そのプロセスを検証してはいない。小選挙区となった選挙のプロセスを結果と合わせて考察する必要があるだろう。そのうえで、市政に対する影響について検討したい⁷⁹。

もう一つは、この出来事が全国に与えた影響である。普通選挙実施にともない、既成勢力が無産勢力の台頭を警戒し、対抗するのは予想できる。八幡市の選挙区条例は、既成勢力側の先駆的

な対抗策と言えるだろう。その一方で、無産勢力の政治進出を阻止しようとすることは、普通選挙の理念を損なうことを意味している。とすると、この一連の出来事は、たんなる八幡市の事例ではなく、普遍的な広がりをもつと言える。その影響について考察することは、普通選挙の実態を理解することにつながるだろう。

以上の解明については、今後の課題としたい。

注

- ¹ 以上、時里奉明「八幡市の誕生」(『筑紫女学園大学人間文化研究所年報』第31号、2020年)、同「戦前期八幡市の市会構造－1929年の市会議員選挙の分析を中心に」(『筑紫女学園大学研究紀要』第19号、2024年)、同「戦前期の八幡市長と市政構造－八幡市長銚衡過程の分析を中心に」(『筑紫女学園大学人間文化研究所年報』第35号、2024年)を参照。なお、「戦前期八幡市の市会構造」を時里前掲論文①、「戦前期の八幡市長と市政構造」を時里前掲論文②とする。
- ² 1927年に普通選挙初の福岡県会議員選挙が行われ、無産政党立候補者24人のうち、3人が当選した。そのなかで、八幡市(定員3人)は、堂本為広(民憲党)が第2位で当選している。詳しくは、小西秀隆「第一章 地方における無産政党運動」(『福岡県史 通史編近代 社会運動』2002年)参照。
- ³ 以上、時里前掲論文①、②。
- ⁴ 以上、時里前掲論文①。
- ⁵ 安武善広編『鉄都八幡』創刊号(カードプレス社、1958年)19頁。
- ⁶ 以上、『大阪毎日新聞 北九州版』(以下、『大毎』)1928年8月24日。
- ⁷ 以上、時里前掲論文①。当時は臨時定員40人、その内訳は市政公新会32人、無産政党1人、中立5人になっていた(栗林貞一「八幡市選挙区問題経緯」『地方行政』1928年12月号)。なお、社会民衆党の議席はない。
- ⁸ 以上、栗林前掲論文。この文章は、1928年10月10日までの経緯をまとめたレポートになっている。
- ⁹ 以上、甲斐募編『八幡製鉄所労働運動誌』(八幡製鉄株式会社八幡製鉄所、1953年)323頁。
- ¹⁰ 『大毎』1928年8月25日、28日。
- ¹¹ 以上、大塚與三郎「大塚與三郎自叙伝(7) 一途に生きて」(『ひろば北九州』第4巻第2号、1981年)、『福岡日日新聞』(以下、『福日』)1928年8月28日。
- ¹² 『大毎』1928年9月2日。
- ¹³ 同前、1928年8月29日。
- ¹⁴ 以上、栗林前掲論文。民憲党の古市春彦顧問は、なぜ六区なのか何の根拠もない、現議員に都合が良く、各区定員数は現議員の地域分布と一致していると述べている(古市春彦「八幡市の小選挙区制問題に就て」『都市問題』1928年11月号)。
- ¹⁵ 民憲党本部選挙区分割特別対策委員会編『1929. 9. 第八回大会報告書 八幡市選挙区分割反対闘争報告書』(以下、『八幡市選挙区分割反対闘争報告書』、法政大学大原社会問題研究所所蔵)、『大毎』1928年

8月26日。

¹⁶ 『福日』1928年8月27日。

¹⁷ 前掲『八幡市選挙区分割反対闘争報告書』。

¹⁸ 以上、『民憲新聞』第34号、1928年9月25日（法政大学大原社会問題研究所所蔵）。

¹⁹ 以上、同前、前掲『八幡市選挙区分割反対闘争報告書』。

²⁰ 市制の条文は、『法令全書』による。以下、同様。

²¹ 前掲『民憲新聞』第34号。

²² 前掲『民憲新聞』第34号。民憲党は、この紙面で区長と組長の刷新を主張している。区と組は、地域の末端組織で、治安維持、衛生、税金や寄付金の徴収などを行っているが、専横的なふるまいが目につくと説明している。区長は市会議員の推薦により市長が任命し、組長は組合員の選挙による。区長と組長は、既成政党の手先となり、その優越的地位を濫用して、市会議員選挙ほかに影響を与えているという。

²³ 以上、甲斐前掲書、324-325頁、『門司新報』（以下、『門新』）1928年8月30日。

²⁴ 『日本民衆新聞』第4号、1928年10月20日（法政大学大原社会問題研究所所蔵）。

²⁵ 「主張 既成政党の陰謀 小選挙区制の画策を排撃せよ」（同前、第3号、1928年9月20日）は、普通選挙初の衆議院議員選挙後に出てきた小選挙区制について「少数者代表を蹴飛ばし、金力と権力を背景としたブルジョア議員を保護し、傾き行くブルジョア階級の頹勢を引き止めんとする奸策」と批判している。

²⁶ 甲斐前掲書、325頁。

²⁷ 川村保太郎「ブル議員の陰謀を粉碎せよ！」（『労働乃九州』1928年9月号）10頁。

²⁸ 『日本民衆新聞』第3号、1928年9月20日。

²⁹ 『大毎』1928年8月31日。呉市は、1928年4月13日「呉市会議員定数及選挙区条例」を制定、市会議員の定数を36人から46人に増員し、新たに4区の選挙区を設定している。1928年4月1日に吉浦・警固屋・阿賀の3町を合併し、各町を独立選挙区と協定したための措置である。また、この条例は、公布日から現任議員の残任期間に施行することが明記されており、時限的であった（呉市史編纂委員会編『呉市史 第五巻』呉市役所、1987年）108-109頁。

³⁰ 甲斐前掲書、325-326頁。

³¹ 『福日』1928年9月2日。

³² 『大毎』1928年9月5日。

³³ 同前、1928年9月7日。

³⁴ 以上、栗林前掲論文。

³⁵ 以上、『大毎』1928年9月11日。

³⁶ 以上、『福日』1928年9月15日。

³⁷ 『大毎』1928年9月18日。

³⁸ 『福日』1928年9月15日。

- ³⁹ 『大毎』1928年9月15日。
- ⁴⁰ 『函師兼式日記（仮）』1928年5月8日－12月25日（延岡市教育委員会文化財・市史編さん課所蔵）。函師兼式資料は、2024年11月に所蔵者の函師兼嗣氏から延岡市へ寄贈された。この資料の発見については、時里前掲論文②注80を参照。
- ⁴¹ 前掲『民憲新聞』第34号、前掲『八幡市選挙区分割反対闘争報告書』。
- ⁴² 『大毎』1928年9月6日。
- ⁴³ 同前、1928年9月7日、『福日』1928年9月8日。
- ⁴⁴ 『福日』1928年9月10日。浅原衆議院議員は、原案の六区を四区に修正して許可、あるいは四区に修正して市会再審議と予想している。
- ⁴⁵ 前掲『八幡市選挙区分割反対闘争報告書』。
- ⁴⁶ 『大毎』1928年9月4日。
- ⁴⁷ 『門新』1928年9月6日。
- ⁴⁸ 『福日』1928年9月8日。
- ⁴⁹ 『大毎』1928年9月15日。
- ⁵⁰ 甲斐前掲書、326頁。
- ⁵¹ 前掲『函師兼式日記（仮）』。9月17日に「区制問題善後策ニ付協議並ニ大塚君ノ上京復命ヲ聴ク」とあり、大塚市会議員の情報を重視しているのがわかる。
- ⁵² 以上、『門新』1928年9月28日、前掲『八幡市選挙区分割反対闘争報告書』。
- ⁵³ 『大毎』1928年9月29日。
- ⁵⁴ 以上、同前、1928年9月30日。
- ⁵⁵ 以上、甲斐前掲書、326-327頁。新選挙区条例は、選挙区条例の原案に第三選挙区の九州鉄道本線以南を小字名に変更しただけであった。
- ⁵⁶ 『福日』1928年9月20日。
- ⁵⁷ 同前、1928年9月22日。
- ⁵⁸ 「民憲党」（甲斐資料、九州歴史資料館所蔵）。甲斐資料は、甲斐募が八幡製鐵所在勤中に収集した資料群である。甲斐はこの資料群をもとに『八幡製鐵所労働運動誌』を執筆している。
- ⁵⁹ 『福日』1928年9月25日。
- ⁶⁰ 前掲『八幡市選挙区分割反対闘争報告書』、『大毎』1928年9月29、30日。
- ⁶¹ 以上、『門新』1928年9月20日、『福日』1928年9月20日。
- ⁶² 以上、『門新』、1928年9月23日、『大毎』1928年9月23日。
- ⁶³ 『門新』1928年9月30日。
- ⁶⁴ 同前、1928年10月3日。
- ⁶⁵ 『福日』1928年10月15日。
- ⁶⁶ 大塚前掲「大塚與三郎自叙伝（7）一途に生きて」。
- ⁶⁷ 『大毎』1928年10月26日。

⁶⁸ 前掲『鉄都八幡』創刊号、45頁。

⁶⁹ 『門新』1928年10月19日。

⁷⁰ 前掲『鉄都八幡』創刊号、45頁。

⁷¹ 『大毎』1928年10月27日。

⁷² 前掲「民憲党」。

⁷³ 同前。

⁷⁴ 以上、前掲『八幡市選挙区分割反対闘争報告書』。

⁷⁵ 『門新』1928年10月1日。

⁷⁶ 同前、1928年10月2日。10月10日に6分会を10分会へ変更している（『大毎』1928年10月11日）。

⁷⁷ 『大毎』1928年10月10日。

⁷⁸ 『福日』1928年10月22日。

⁷⁹ 時里前掲論文①、②を参照。

(ときさと のりあき：日本語・日本文学科 教授)

普通選挙開始期の地方議会
—1928年の八幡市会議員選挙区条例問題

時 里 奉 明

Local Assemblies at the Inception of Universal Suffrage :
The Yahata City Electoral District Ordinance Controversy of 1928

Noriaki TOKISATO

筑紫女学園大学
人間文化研究所年報
第36号
2025年

ANNUAL REPORT
of
THE HUMANITIES RESEARCH INSTITUTE
Chikushi Jogakuen University
No. 36
2025